

令和6年 第12回農業委員会定例会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日 (水) 16時00分～ 17時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 池田 新吾
7番 兒玉 道治 8番 川崎 正義 9番 井野内由美子
4. 欠席委員 (1人) 6番 藤本 寿弘
5. 欠員委員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
推進委員 幸森 秀樹 松本 邦彦 白木 洋 染田 通明 金丸 基治
7. 議案日程
報告第 23号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
議案第 32号 農地の所有権移転申請の件について
議案第 33号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)の件について
議案第 34号 現況証明(非農地証明)の発行の件について
8. 議事の概要
議長 それでは、開会いたします。
今日の出席議員は9名で議事録署名委員は4番委員と5番委員です。
よろしくお願い致します。
『報告第23号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。
事務局 報告第23号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明致します。議案書の2頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理したことを報告します。申請件数1件の1筆です。申請番号1、場所は大字門川尾末字尻無川の1筆で両地目とも畑で面積は565㎡です。転用事由は、自動車展示場で有償の所有権移転です。3・4頁に地図を掲載しております。4頁をご覧ください。サンシールさんの東側で、国道10号線沿いに申請農地があります。以上、報告になります。
議長 説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に『議案第32号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。
事務局 議案第32号 農地の所有権移転申請の件について説明致します。議案書の5頁をご覧ください。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。申請2件の2筆です。申請番号1、場所は大字門川尾末字落郷の1筆で、両地目とも畑で面積は

事務局	138㎡です。後ほど説明する申請番号2の土地との交換による無償での所有権移転です。申請番号2、場所は大字門川尾末字落郷の1筆で両地目とも畑、面積は138㎡です。土地の交換による無償での所有権移転です。6・7頁に地図を掲載しております。7頁をご覧ください。城屋敷地区多目的研修センターの南側に申請番号1、2の申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	説明が終わりました。申請番号1、2について推進委員のご意見を伺います。当事者の3番委員は離席をお願いします。
白木推進委員	推進委員の白木です。申請番号1、2について説明します。12月19日、安田主査案内の下、米良委員、兒玉委員、松本推進委員、私の5名にて現地確認を行いました。場所は、城屋敷地区多目的センターの南側の畑で、この一角は道が無く耕作するには不便な農地でしたが、土地を交換し道を造るという事で、問題は無いと思われます。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。申請番号1、2についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方、挙手願います。全員賛成です。当事者の3番委員が着席します。次に、『議案第33号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第33号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）の件についてです。議案書の8・9頁をご覧ください。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。申請2件の2筆で、所有権移転であります。申請番号1、場所は大字庵川字折木の1筆です。有償の所有権移転で両地目は田、面積は184㎡です。申請番号2、場所は大字門川尾末字軍野の1筆です。有償の所有権移転で両地目は田、面積は973㎡です。10頁～13頁に地図を掲載しております。11頁をご覧ください。庵川東のハウス団地内に申請番号1の申請農地があります。13頁をご覧ください。ハウス団地内に申請番号2の申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。
金丸推進委員	推進委員の金丸です。申請番号1について説明します。12月18日、岡田係長案内の下、藤本委員、安田委員、私の4名にて現地確認を行いました。場所は、ハウス団地内を新川を東の方に横切りますと、右手の方にプロイラーの鶏舎3棟、左手にビニールハウスがあります。このプロイラー鶏舎の敷地に申請農地が隣接しております。地目は田ですが、現況は鶏舎の敷地と同じような状態であります。譲受人のプロイラー敷地と埋立の農地の真ん中辺りの非農地であります。今回の所有権移転は効率的かつ良好であり問題はありませぬ。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長	説明が終わりました。申請番号1についてご意見はございませんか。特にないよう です。賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号2について、推進委 員のご意見を伺います。
白木推進委員	推進委員の白木です。申請番号2について説明します。12月19日、安田主査案 内の下、米良委員、兒玉委員、松本推進委員、私の5名にて現地確認を行いました。 場所は、木ノ宮神社の近くで、申請農地の隣もハウスで2反分を1つのハウスとし てありましたが、現在は撤去してあり更地になっております。この土地について問 題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。申請番号2についてご意見はございませんか。特にないよう です。賛成の方举手願います。全員賛成です。 次に『議案第34号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』です。事務局の 説明をお願いします。
事務局	議案第34号 現況証明(非農地証明)の発行の件についてです。議案書の14頁を ご覧ください。次のとおり、非農地証明願いがあったので審議を求めます。申請2 件の2筆です。申請番号1、場所は大字加草字鴨原の1筆です。両地目とも畑で、 面積は523㎡です。判定地目及び利用状況は雑種地です。申請番号2、場所は 大字加草字朝鮮の1筆です。登記簿地目は田、現況地目は雑種地で面積は1,463 ㎡です。判定地目及び利用状況は農業用施設です。15頁～18頁に地図を掲載し ております。16頁をご覧ください。県営住宅の南西方向、住宅地内に申請番号1 の農地があります。18頁をご覧ください。中村地区プロイラー団地内に申請番号 2の農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。申請番号1、2について推進委員のご意見を伺いま す。
染田推進委員	推進委員の染田です。申請番号1について説明します。12月17日に岡田係長案 内の下、川崎委員、津島委員、私の4名にて現地確認を行いました。場所は、県営 住宅近くで、現況は耕作放棄されており、将来農地としての利用は困難な状況であ ります。次に、申請番号2、加草神社より朝鮮地区に入った養鶏団地内の一角にあ ります。地目は田ですが、現況は鶏舎が建っております。周辺地域に問題もないと 思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件につい て賛成の方举手願います。全員賛成です。以上をもちまして、令和6年第12回農 業委員会定例総会を閉会します。

令和6年12月25日
議事録署名人

4 番委員 安田 元信

5 番委員 池田 新吾